

産業廃棄物収集処分業務委託仕様書

大阪市住宅供給公社（以下、「公社」という。）住まい情報センターから排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を委託する。

1 収集場所

大阪市北区天神橋6丁目4番20号 住まい情報センター 6階
大阪市住宅供給公社

2 実施日

令和8年4月22日（水）から令和8年5月8日（金）までのうち1日間とし、時間は平日かつ発注者の職務担当者が執務する時間とし、実施日及び時間帯については、発注者・受注者が協議のうえ決定する。

3 取扱品目

(1) 産業廃棄物

- ア、廃プラスチック類
- イ、紙くず
- ウ、木くず
- エ、繊維くず
- オ、ゴムくず
- カ、金属くず
- キ、ガラスくず
- ク、がれき類

(2) 内容及び数量等

別紙2 廃棄物一覧表のとおり

4 資格

受注者は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可証については、次のア及びイの両方の許可を有すること。

ア 積込み地における許可

産業廃棄物排出事業所の所在地における都道府県知事又は保健所設置市長の有効な許可を有し、かつ産業廃棄物収集運搬業の許可品目に「廃プラスチック類」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず」「がれき類」が含まれていること。

イ 積卸し地における許可

産業廃棄物処分場の所在地における都道府県知事又は保健所設置市長の許可を有し、かつ産業廃棄物収集運搬業の許可品目に「廃プラスチック類」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず」「がれき類」が含まれていること。

※当該処分場が保健所設置市に設置されている場合は、有効な許可についてはアに準じて判断すること。

(2) 産業廃棄物処分業許可証については、次の要件を満たすこと。

産業廃棄物処分場の所在地における都道府県知事又は保健所設置市長の許可を有し、かつ産業廃棄物処分業の許可品目に「廃プラスチック類」「紙くず」「木くず」「繊維くず」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず」「がれき類」が含まれていること。

5 契約の変更

排出量が著しく変化する場合は、発注者・受注者が協議のうえ契約を変更することができる。

6 収集場所での立会

受注者は、発注者が指定する収集場所においてのみ収集すること。なお、収集場所は、契約後、発注者・受注者立会のもと、双方確認する。

7 産業廃棄物の留置の禁止

受注者は、発注者から収集した産業廃棄物を他に留置してはならない。速やかに各処理場に持ち込み、処分を行うこと。

8 運搬車両及び収集物の管理

- (1) 受注者は、取り扱う産業廃棄物の性質を理解し、発注者の収集場所から各廃棄物処理場までの運搬にかかって、事故等を起さないよう細心の注意を払うなど、厳重管理に努めること。
- (2) 収集運搬する車両は、廃棄物が車両等より落下及び悪臭が漏れるおそれのない構造を有すること。

9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

- (1) 受注者は、産業廃棄物の引渡しの際、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に、最終処分まで適正に処理されたことを正確に記録し発注者に提出し確認を受けること。
- (2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処理を終え、最終処分まで適正に終了したことをマニフェストの写しを添えて報告しなければならない。
- (3) 受注者は、発注者が発行したマニフェストの写しを5年間保存すること。

10 適正処理に必要な情報の提供

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第8条の4の2第6号に基づく記載事項は次のとおりである。

項目	内容
産業廃棄物の発生工程	事業系ごみ
産業廃棄物の性状及び荷姿	別紙2 廃棄物一覧表のとおり
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	なし
混合等により生ずる支障	なし
委託する産業廃棄物が廃パソコン、廃ユニット型エアコン、廃テレビ受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、「JIS C0950号に規定する有害物質（鉛等6物質）含有マーク表示」に関する事項（平成18年7月1日施行）	【該当品目】有・無 廃テレビ受信機
その他取扱の注意事項	なし

1.1 契約解除をした場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。

ただし、契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく発注者から業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わなければならない。

イ 受注者が他の業者と契約する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、受注者に対して、その負担した費用の償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し発注者の義務違反による損害を請求するとともに、受注者のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬したうえ、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

1.2 再委託に関する項目

受注者は本契約を再委託することはできない。

1.3 その他

(1) 収集の際には、発注者と受注者の両者において、産業廃棄物の排出量を確認するものとする。

(2) 受注者は、契約期間における本業務委託が完了したとき、マニフェストの提出とは別に、発注者に対し書面により業務委託完了の報告を行うこと。

(3) 受注者は、作業中において、什器備品等を破損したときは、必ず発注者に届け出たうえで、すべて受注者の負担において原形に復旧すること。

(4) この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議して定めるものとする。

1.4 支払方法

業務完了後、公社所定の請求書による翌月末払いとする。

1.5 担当部署

大阪市住宅供給公社 企画部住まい情報センター ミュージアム担当

大阪市北区天神橋6丁目4-20

電話番号：06-6242-1166 FAX：06-6354-8601

受注者の事業範囲、処分場所及び処理能力は次のとおりである。

収集・運搬に関する事業範囲

【産業廃棄物】

許可都道府県・政令市：別添 1 許可書のとおり

許可の有効期限：別添 1 許可書のとおり

事業の範囲：別添 1 許可書のとおり

許可の条件：別添 1 許可書のとおり

許可番号：別添 1 許可書のとおり

処分に関する事業範囲

【産業廃棄物】

許可都道府県・政令市：別添 2 許可書のとおり

許可の有効期限：別添 2 許可書のとおり

事業の範囲：別添 2 許可書のとおり

許可の条件：別添 2 許可書のとおり

許可番号：別添 2 許可書のとおり

処分の場所、方法及び処理能力

受注者は委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称：

所在地：

処分の方法：

施設の処理能力：

産業廃棄物の最終処分

委託された産業廃棄物の最終処分（予定）は次のとおりとする。

事業所の名称：

所在地：

処分の方法：

施設の処理能力：

廃棄物一覧表

番号	什器・備品等	廃棄数量	サイズ等	備考
1	額縁	1		
2	つい立て	1		
3	ポスター掲示ケース	1		
4	パンフレットスタンド（一列）	1		
5	スチール製分別ごみ箱	1		
6	デスクラック	1		
7	パンフレットチラシスタンド	1		
8	パンフレットスタンド(2列)	1		
9	レジ	1		
10	ハンガーラック	1		
11	ラック（木製）	1		
12	故障プリンター（4階ACTIOプリンター）	1		
13	故障プリンター（8階インフォメーション）	1		
14	サインスタンド F	1		
15	イーゼル（木製）	1		
16	竹	1		
17	昔のチケットロール紙（一箱）	1		
18	モニター	1		
19	パネルと段ボールケース 一式	1		
20	植木鉢	1		
21	昔のチケット	1		
22	プリンターカートリッジ	2		
23	衣装ケース	4		
24	木板（茶色）	6	6枚	
25	椅子（木）	1		
26	椅子（木）	1		
27	ごみ箱の上部分	2		
28	着物	5	3箱+2袋	
29	段ボールケース 1箱	1		
30	小箱（雑多）	2	2箱分	
31	テレビ台	1		
32	ビデオ	1		
33	書類入りダンボール	2	2箱分	
34	アルタートケース（灰色）	1	B2サイズ	
35	季節のしつらい 雛飾りのパネル	1		
36	アクリル板	3	3枚程度	
37	ボード	2	2枚程度	
38	リコートナーカートリッジ	2		
39	パネル	4		
40	パネル写真5枚と小看板2枚	7		
41	ACコード	1		
42	スチール製枠	2		
43	傘	7		
44	傘立て	1		
45	ナショナルレフランプ（4箱入り）	1	紙袋一つ分	
46	ジルマ方式面付本締錠	1		
47	ビデオ内蔵カラーテレビ	1		
48	ビデオ内蔵型テレビ	1		
49	木製ブックエンド入り段ボール箱	3		
50	写真展パネル入り段ボール箱	4		
51	フェイスシールド入り段ボール箱	1		
52	クリアファイル入り段ボール箱	2		
53	書類入り段ボール箱	5		
54	木材	4		
55	パネル	45		
56	パンフレットラック	1		
57	アクリルパネル	5		
58	パネルボード	4		

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）第2条第4号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、要綱第2条第8号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第2条第9号に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る公社の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく公社に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、公社競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は、第3号に定める報告及び届出により、公社及び大阪市の行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じる。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合は、この限りでない。

特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、この契約業務の履行に際しては、常に法令等を遵守し、公正な職務執行に当たるとともに、公益通報(職務の執行に関する事実であって、法令等に違反するもの、人の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるもの、環境を害するおそれがあるものその他不適正なもの(以下「通報対象事実」という。))が生じ、又は生じるおそれがある旨を通報することをいう。以下同じ。)に適切に対処しなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約業務について公益通報を受けたときは、速やかに公益通報の内容を発注者(大阪市住宅供給公社(以下「公社」という。))総務部総務課)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力した者から、公益通報をしたこと又は公益通報に係る通報対象事実の調査に協力したことを理由として、公社又は公社の役職員から不利益な取扱いをされた旨の申出(書面により具体的な事実を摘示してされたものに限る。)を受けたときは、当該申出の内容を発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。
- 3 発注者とこの契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(公社総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が行う公益通報に係る通報対象事実の調査及び不利益取扱いに係る申出についての調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る秘密の保持)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ(以下「個人情報等」という。)を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、公社個人情報保護基本規程、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 万一、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、受注者は直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び業務を行う上で得られた、又は成果物の作成のために受注者の保有する記録媒体(光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。)上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録するなど、適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な

保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返還等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、発注者が求めた場合は、発注者へ記録媒体等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 6 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を、他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託・外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、作業を中止させることができる。

(違反行為の是正等)

第11条 発注者は、受注者が第5条から第9条の規定に違反していると認めるときは、その行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者が前項に規定する求めに従わないときは、事実の公表を行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償の請求)

第12条 発注者は、次のいずれかに該当するとき、受注者に対し、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 受注者が、第3条に規定する調査若しくは第10条に規定する検査又は前条に規定する措置の求めに正当な理由なく協力せず、又は従わないとき
- (2) この契約による業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責めに帰すべき理由による漏えい、滅失、き損等があったとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき